

## 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度 Q & A

### R7. 4更新

#### ○従来助成及び制度全般

##### <助成対象事業について>

- Q 1 : 従来から行っている事業は助成対象外ですか。
- Q 2 : 地域の魅力を発掘や発信する事業は助成対象ですか。
- Q 3 : 加入啓発のチラシ、ポスター、のぼり等の作成は助成対象となりますか。
- Q 4 : ホームページの作成は助成対象となりますか。
- Q 5 : 加入世帯と未加入世帯の交流事業・協働事業としては、どのような取組が助成の対象となりますか。
- Q 6 : 地蔵盆は「交流事業」として助成対象になりますか。
- Q 7 : 自治会等の設立に取り組む事業としては、どのような取組が助成の対象になりますか。
- Q 8 : 「その他、自治会等の加入率向上又は地域住民の地域コミュニティへの参加促進に寄与する事業」としては、どのような取組が助成の対象になりますか。

##### <助成対象団体について>

- Q 9 : なぜ「地域自治を担う住民組織」（学区自治連合会等）か、その推薦を受けた団体しか助成を受けられないのですか。

##### <助成率・助成上限額について>

- Q 10 : なぜ申請を2回に制限しているのでしょうか。
- Q 11 : 以前の申請と同じ申請団体でも、取組内容が違えば、上限額は10万円になりますか。
- Q 12 : 前年度に町内会の設立準備委員会等が助成を受けた場合、設立された町内会が今年度に助成を受けるときは、「2回目」扱いで上限額は5万円となりますか。
- Q 13 : 「学区自治連合会等が総合的かつ計画的・継続的に加入促進に取り組む事業」とは具体的にどのようなものですか。
- Q 14 : 他の補助制度との併用は可能ですか。

##### <助成対象経費について>

- Q 15 : 助成対象となる飲食費（事業に要する茶菓代）はどの程度まで認められますか。
- Q 16 : 交流事業等で飲食を提供する場合の「必要最小限の食糧費、材料費」とは、具体的にはどの程度まで認められるのでしょうか。
- Q 17 : 交流事業等でスーパーボールすくいや射的等に係る経費は物品購入費として認められますか。
- Q 18 : 「飲食費」と「飲食を提供するための食糧費・材料費」は、どのように区別すればよいでしょうか。
- Q 19 : 物品や備品の購入経費は助成対象となりますか。
- Q 20 : 自己負担分に助成対象外経費（福引き景品、飲食代等）を含んでいても差し支えないでしょうか。

Q 2 1 : 交付決定後、事業に必要な物品を手配したが、納期が延び、納品をされないまま、事業を終えてしまいました。物品購入費は助成対象となるのでしょうか。

#### <助成対象事業の募集・決定手続きについて>

Q 2 2 : 交付決定を受けるまでは、事業に着手できないのでしょうか。

Q 2 3 : 募集期間はいつまでですか。

#### <申請様式について>

Q 2 4 : 押印または自署の必要はありますか。

### ○従来助成及び制度全般

#### <助成対象事業について>

Q 1 : 従来から行っている事業は助成対象外ですか。

A 1 : 継続事業であることを理由に一律に対象外にはなりません。自治会・町内会の加入促進に繋がる新たな取組を継続事業に盛り込んでいただく必要があります。例えば、従来から行っているお祭りについて、新たに未加入マンション住民にブース出店やスタッフとして協働してもらい、会場で加入促進の啓発を行うといった新たな工夫があれば、継続事業の一部であっても、助成は可能です。

Q 2 : 地域の魅力を発掘や発信する事業は助成対象ですか。

A 2 : 要綱において、「自治会等に参加していない住民を主たる対象として行う」という条件を付けているため、地域内の不特定多数を対象に実施する魅力発信事業は原則として助成対象外です。ただし、そのプロセスで未加入者を呼び込んだまち歩きやワークショップを行ったり、加入呼び掛けを兼ねたパンフレットとして製作し未加入世帯に配布するといった工夫があれば、助成の対象になります。

Q 3 : 加入啓発のチラシ、ポスター、のぼり等の作成は助成対象となりますか。

A 3 : 原則として対象になります。ただし、「地域主体」の取組を支援するのが制度の趣旨ですので、単純に地域コミュニティサポートセンターや区役所・支所から示された文案をそのまま印刷するのは、助成対象としてあまり望ましくありません。地域の特色を盛り込んだ内容としたり、作成、配布、掲示の過程により多くの地域住民が参画するような工夫をお願いします。

Q 4 : ホームページの作成は助成対象となりますか。

A 4 : 助成対象にはなりますが、「自治会等に参加していない住民を主たる対象として行う」という要綱上の条件を満たす工夫が必要です。具体的には、ホームページの中に未加入者への加入呼び掛けコンテンツを盛り込むことや、ホームページ開設お知らせ兼加入呼び掛けのチラシを未加入世帯にも配布する等の取組を合わせてお願いします。また、内容に応じて、ICT化推進事業助成金の利用をご検討ください。

**Q 5 :** 加入世帯と未加入世帯の交流事業・協働事業としては、どのような取組が助成の対象となりますか。

A 5 : 未加入のマンションの住民と周辺地域住民の交流会、合同でのまち歩き、美化活動、広報物作成、イベント開催などが助成の対象になります。ただし、「交流事業・協働事業」である以上、これについても、「未加入世帯と加入世帯を同様に声を掛けている」だけでは不十分であり、未加入世帯の参加を確保する目途や工夫が必要です。

**Q 6 :** 地蔵盆は「交流事業」として助成対象になりますか。

A 6 : 例年どおりの地蔵盆であれば、例えそれが「未加入世帯も参加できる」地蔵盆であったとしても、助成の対象にはなりません。地蔵盆の機会を生かして、未加入世帯と加入世帯の交流や自治会・町内会加入の気運を高める新たな工夫を行う場合には、助成の対象になります。

ただし、お坊さんへの謝礼、数珠の購入費など、宗教性のある経費については助成対象となりません。地元社寺の行事と絡めた交流事業等の場合も同様です。

**Q 7 :** 自治会等の設立に取り組む事業としては、どのような取組が助成対象になりますか。

A 7 : 設立への賛同、参加を住民に呼び掛けるチラシの作成、設立準備会議や設立総会の開催費などが助成の対象になります。また、設立直後に学区の地域活動に参加するための用具代や自治会運営に必要な用品代等についても、まだ十分に会費の蓄積が無いと考えられることから、助成の対象として認めます。

**Q 8 :** 「その他、自治会等の加入率向上又は地域住民の地域コミュニティへの参加促進に寄与する事業」としては、どのような取組が助成の対象になりますか。

A 8 : 自治会等が、住民に「入りたい」「参加したい」と思ってもらえるような組織になるよう、運営を活性化させるための取組に助成します。例えば、組織改革や新しい取組を目指した調査やワークショップ、若手有志による勉強会や活性化イベント、PTA、各種団体、NPO、学生など外部との合同勉強会、合同イベントなどが助成の対象になります。

ただし、本制度の目的は、「地域の活性化」ではなく「自治会等の活性化」ですので、自治会等の運営改善や組織活性化に繋がらない地域イベントは、助成の対象となりません。

### <助成対象団体について>

**Q 9 :** なぜ「地域自治を担う住民組織」（学区自治連合会等）か、その推薦を受けた団体しか助成を受けられないのですか。

A 9 : 京都では歴史的に学区単位の地域活動が活発であり、また今後も、子育て支援、高齢者支援、防災等の活動については、一定の規模でまとまって取り組む必要があると考えられることから、地域コミュニティ活性化推進条例第2条では、学区単位の自治連合会等を「地域自治を担う住民組織」として位置付けています。

その上で、第4条2項に「本市は、地域コミュニティの活性化に取り組む組織として、地域自治を担う住民組織を尊重しなければならない」と、また同3項に「本市は、地域住民が地域自治を担う住民組織に主体的に参加し、及び地域自治を担う住民組織を結成することを促進するために必要な支援を行わなければならない。」と規定されています。従って、条例に基づく本制度の助成対象も、「地域自治を担う住民組織」又はその推薦を受けた団体とさせていただきます。

なお、「地域自治を担う住民組織」からの推薦があれば、自治会・町内会や、社会福祉協議会、自主防災会等の各種団体、また、PTA、NPO法人等でも助成申請は可能です。

### <助成率・助成上限額について>

**Q10：** なぜ申請を2回に制限しているのでしょうか。

**A10：** 市内には222の学区と6,000以上の自治会・町内会があり、限られた予算の中で、より多くの学区組織や自治会・町内会の皆様に助成金を活用いただくため、申請回数の上限を設けさせていただいております。

1回目の助成金を活用いただいた取組が単発で終わってしまっても、せっかく盛り上がった気運がしぼんでしまいますので、継続して取り組んでいただけるよう2回目までは助成させていただいておりますが、3回目以降は自主的な取組をお願いします。

なお、2回目は上限額を半額の5万円として支援をさせていただいております。

また、2回目の上限額は「1年目の助成額の2分の1」ではなく、「5万円」ですので、例えば、今年度に5万円の助成を受けた団体が、来年度も5万円の助成を申請することは可能です。

**Q11：** 以前の申請と同じ申請団体でも、取組内容が違えば、上限額は10万円になりますか。

**A11：** より多くの団体の加入促進の「きっかけ」づくりを支援することを本制度の目的としていますので、同じ申請団体であれば、取組内容が違っても上限額は5万円になります。

**Q12：** 前年度に町内会の設立準備委員会等が助成を受けた場合、設立された町内会が今年度に助成を受けるときは、「2回目」扱いで上限額は5万円となりますか。

**A12：** 要綱第3条第5項により、設立準備団体と設立後の団体は同一の団体と見なされますので、2回目の助成金交付となり、上限額は5万円となります。

Q 1 3 : 「学区自治連合会等が総合的かつ計画的・継続的に加入促進に取り組む事業」とは具体的にどのようなものですか。

A 1 3 : 学区自治連合会等が、自治会・町内会と連携しながら、継続的に会議や調査、取組を実施するなど、複数年にわたって学区全体で加入促進に取り組む事業です。本事業に該当すれば、まちづくり協働コーディネーターや区役所・支所、地域コミュニティサポートセンターが連携しながら支援するとともに、効果の検証等も行うこととなります。

なお、申請に当たっては、区・支所において、まちづくり協働コーディネーターも含めた詳細な事前協議が必要となります。

Q 1 4 : 他の補助制度との併用は可能ですか。

A 1 4 : 京都市の公金においては、市・区の補助制度の併用は基本的に不可とします。

なお、国や府などの補助制度と併用する場合は、本助成金と他の補助金等を合計して事業費を上回らない範囲内であることを前提に、補助対象の経費を別にすることで併用は可能です。

ただし、国や府、区の補助金の側の併用に関するルールは、申請者においてご確認ください。

#### <助成対象経費について>

Q 1 5 : 助成対象となる飲食費（事業に要する茶菓代）はどの程度まで認められますか。

A 1 5 : 飲食費は参加者の自己負担が原則です。

なお、会議でお茶を出す、参加者の子どもに飴玉をあげるなど、一人当たりの負担額を算出すると極めて少額になる場合は（一人100円を限度）、助成対象事業費として算入いただけます。

Q 1 6 : 交流事業等で飲食を提供する場合の「必要最小限の食糧費、材料費」とは、具体的にはどの程度まで認められるのでしょうか。

A 1 6 : 助成金の交付取扱基準により、参加者数×500円を上限に認められます。そのため、助成金の交付申請書には参加予定者数、実績報告書には実参加者を記入していただいています。

Q 1 7 : 交流事業等でスーパーボールすくいや射的等に係る経費は物品購入費として認められますか。

A 1 7 : スーパーボールや射的等の景品については、要綱第4条第2項第7号による「景品等」に該当しますので、対象外となります。

ただし、当該行為を行うための道具（ポイや射的の銃など）は物品購入費として助成対象となります。

Q 1 8 : 「飲食費」と「飲食を提供するための食糧費・材料費」は、どのように区別すれ

ばよいでしょうか。

A 1 8 : 「飲食費」については、飲食店でのご飯はもちろん、出前で届いた飲食物や、出来合いの弁当、パン、惣菜、飲み物等を参加者に提供する場合も該当します。

「飲食を提供するための食糧費・材料費」とは、餅つき大会の餅米・あんこ、交流カフェのコーヒー豆、活性化イベントの模擬店の食材（焼きそばの材料費である、そば、キャベツ、ソース）など、材料を基にした加工⇒飲食の一連の過程が、事業の一部となっている場合に認められます。

Q 1 9 : 物品や備品の購入経費は助成対象となりますか。

A 1 9 : 事業に必要な物品（事務用品や資材）等については助成対象となりますが、事業に必要であっても申請団体の財産となるような備品については、備品費を除く支出経費の3分の1を超える金額は、助成対象外となります。

☆ポイント☆

事業に必要な備品費については、事業総額から備品費を除いた金額の3分の1以内の額までが本助成金の経費の対象となります。

(例)	物品費等	9万円	
	備品費	4万円	
	事業総額	13万円	の場合

※ 助成対象額 12万円

備品費  $(13万円 - 4万円) \times 1 / 3 = 3万円$

物品費等 9万円

※ 助成額 8万円

$(3万円 + 9万円) \times 2 / 3 = 8万円$

※イメージ図

Q 2 0 : 自己負担分に助成対象外経費（福引き景品、飲食代等）を含んでいても差し支えないでしょうか。

A 2 0 : 助成額は、「事業費の3分の2」ではなく「助成対象経費の3分の2」ですので、助成対象外経費を除いた額に3分の2を掛けることとなります。したがって、「助成対象経費の3分の1 + 助成対象外経費」が自己負担となります。

例) 助成対象経費 12万円 + 助成対象外経費 6万円 = 事業費 18万円の場合

(正) 12万円  $\times 2 / 3 = 8万円$  を助成。自己負担は 10万円

(誤) 18万円  $\times 2 / 3 = 12万円$ 。上限の 10万円 を助成、自己負担は 8万円

Q 2 1 : 交付決定後、事業に必要な物品を手配したが、納期が延び、納品をされないまま、事業を終えてしまいました。物品購入費は助成対象となるのでしょうか。

A 2 1 : 対象となるのは、事業に必要な物品として申請いただいているものであり、納品前に事業を終えてしまった以上、物品は事業に使用されてなかったこととなりますので、助成対象外となります。

### <助成対象事業の募集・決定手続きについて>

Q 2 2 : 交付決定を受けるまでは、事業に着手できないのでしょうか。

A 2 2 : 助成対象経費として認められるのは、交付決定後に支出した経費のみとなります（実績報告時に領収書写しの提出が必要）。交付決定日以前の支出については、申請団体の自己負担となりますのでご注意ください（事前着手届の提出があった場合を除く）。

Q 2 3 : 募集期間はいつまでですか。

A 2 3 : 予算終了まで、または年度内とします。

### <申請様式について>

Q 2 4 : 押印または自署の必要はありますか。

A 2 4 : いずれも必要ありません。

ただし、申請に来られた方が申請者と異なる場合など、本人確認を行うために申請書連絡先等について、確認させていただく場合があります。